

西都市いのち支える自殺対策行動計画（第2期）の概要

～誰も自殺に追い込まれることのない西都市の実現を目指して～

I 西都市いのち支える自殺対策行動計画について

1. 計画策定の趣旨

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、西都市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員し、全庁的な取り組みとして自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため策定したもの。

2. 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、西都市における実情を勘案して定める自殺対策の計画。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、自殺対策基本法等を踏まえ、関連計画との整合性を図る。

3. 計画の期間 令和6年度から令和10年度までの5年間

4. 計画の目標

「誰も自殺に追い込まれることのない西都市」の実現を目指す。計画期間内に達成すべき当面の目標として、次のとおりとする。

自殺死亡率（単年）・・・令和10年 14.1以下

直近5年間の自殺死亡率の平均・・・令和6年～令和10年の平均 15.3以下

II 西都市の自殺の現状等

1. 西都市における自殺の現状

- ・西都市の自殺者数 平成29年から令和3年の合計41人（男性26人、女性15人）
（自殺統計（自殺日・住居地））
- ・平成29年から令和3年の自殺死亡率（10万対）の平均は、全国及び県を上回っている。

2. 西都市こころの健康に関する意識調査（回収率33.6%）

- ・不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人の有無について、「いない」と答えた方は、女性（9.9%）より男性（22.0%）が高くなっている。
- ・悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに「ためらいを感じる」「どちらかというと感じる」と答えた方が30.0%。年齢別では50歳代が41.6%と最も高くなっている。
- ・うつ病のサインが続いた場合、年齢層が高いほど「かかりつけの内科などの医療機関を受診する」と答えた方の割合が高くなっている。また、「医療機関を受診しない」と答えた方が14.0%となっている。

Ⅲ いのち支える自殺対策における取り組み

1. 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進する。また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進する。

2. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

- ①地域における連携・ネットワークの強化
- ②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

(2) 自殺対策を支える人材の育成

- ①さまざまな職種を対象とする研修
- ②一般住民を対象とする研修
- ③学校教育に関わる人への研修

(3) 住民への啓発と周知

- ①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
- ②市民向けの講座
- ③メディアを活用した啓発

(4) 生きることの促進要因への支援

- ①相談体制の充実
- ②居場所づくり活動
- ③自殺未遂者への支援
- ④遺された人への支援

(5) いのちを大切にする教育（児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育等）

- ①いのちを大切にする教育（児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育等）の実施
- ②いのちを大切にする教育（児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育等）を推進するための連携強化

Ⅲ いのち支える自殺対策における取り組み

3. 重点施策

(1) 勤務・経営への支援

- ①ワークライフバランスの推進
- ②職場におけるメンタルヘルス対策の推進

(2) 高齢者への支援

- ①包括的な支援のための連携の推進
- ②地域における要介護者に対する支援
- ③高齢者の健康不安等に対する支援
- ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

(3) 生活困窮者への支援

- ①相談支援

(4) 生きる支援関連施策

- 庁内の生きる支援関連施策

Ⅳ いのち支える自殺対策の推進体制等

「西都市いのち支える自殺対策推進本部」及び「西都市いのち支える自殺対策推進本部幹事会」、「西都市健康づくり推進協議会」により、各施策を推進するとともに、施策の実施状況を評価・検証し、計画の適切な進行管理を図る。